主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨は、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」 (昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法 にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(上告 理由第一点、第三点、第四点に主張する借地法四条、六条は当事者間に借地権が有 効に存在してこれが消滅した場合に関する規定であつて、借地権の成立が否定され ている本件には適用がない。また同第二点、第五点について、家庭菜園は農調法の 農地ではない(民事判例集三巻二〇九頁参照)。そして本件で上告人等は家庭菜園 だと主張している。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎